

## 令和5年度（2023）公の施設目標管理型評価書

施設名	新潟市黒埼地区総合体育館（有料） ※プール無し											
管理者名	公益財団法人新潟市開発公社	指定期間	2019年4月1日	～ 2024年3月31日								
担当課	西区地域課											
所在地	西区金巻746番地1											
根拠法令	スポーツ基本法											
設置条例	新潟市体育施設条例											
施設概要	敷地面積 12,600m <sup>2</sup> 建築構造 鉄筋コンクリート造 2階建 主な施設内容（構成施設の内容） <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1,222m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>84m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>剣道場</td> <td>278m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>199m<sup>2</sup></td> </tr> </table>				アリーナ	1,222m <sup>2</sup>	トレーニング室	84m <sup>2</sup>	剣道場	278m <sup>2</sup>	柔道場	199m <sup>2</sup>
アリーナ	1,222m <sup>2</sup>											
トレーニング室	84m <sup>2</sup>											
剣道場	278m <sup>2</sup>											
柔道場	199m <sup>2</sup>											

施設設置目的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1) 新潟市体育施設条例並びに新潟市都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。 (2) 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用が確保すること。 (3) 利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4) 利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5) 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。 (7) 法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (8) 指定管理者制度を理解し、実践すること。

視点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
市民	基準利用者数の達成	・個人利用者数 25,046人			
	基準利用率の達成	・利用率平均50%以上(利用時間数／利用可能時間数) ※体育室・武道場を対象			
	苦情・要望に対する対応	・苦情・要望には3営業日以内に回答			
	サービス満足度	・指定管理に関する利用者アンケートで「満足」が65%以上			
	設置目的に合致したサービス提供	・スポーツ教室延べ参加者数 9,117人以上			
財務	使用料収入の達成	・年間使用料収入(免除料金除く)9,026千円以上(但し、新型コロナウイルスの影響、大会や市の主催事業等による使用料免除について考慮し評価する)			
	管理運営経費の削減	・管理経費を抑える取組の実施件数5件以上			
業務	地域貢献・地域連携	・地域貢献活動(連携事業) 年7回以上実施			
	改善勧告等の対応の迅速さ・適切さ	・改善内容に応じて軽易なもの即日、時間を要するもの1週間以内に改善対応			
	当該施設の管理に係る関係法令の順守	・コンプライアンス研修 年1回以上実施			
	安全確保体制の確立	・防災訓練 年2回以上実施 (消防訓練・救命救急訓練など)			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・AED取扱講習、応急処置講習を全員が受講			
	業務基準書等に定める事項の遵守	・その他業務基準書等に定める事項の遵守			
人材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	・職員研修を年8回以上実施			
	労働基準の充足	・労働関係法令の遵守			

【評価基準】  
 A：要求水準（＝評価指標）を達成し、かつその達成度・内容が優れている。  
 B：要求水準（＝評価指標）を達成されている。  
 C：要求水準（＝評価指標）を達成されていない。

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所管課による総合評価（所見）